

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

(第931回 非公開会合)

1. 日 時 令和2年12月18日(金) 10:26~11:12
2. 場 所 原子力規制委員会 原子力規制庁内会議室
3. 出席者
原子力規制委員会 石渡委員
原子力規制庁 市村原子力規制部長、大浅田安全規制管理官(地震・津波審査担当)、小山田安全規制調整官 他4名
日本原子力発電(株) 石坂常務取締役、北川常務執行役員、堀江執行役員 他5名
4. 議 題
(1) 日本原子力発電(株) 東海第二発電所の特定重大事故等対処施設に係る敷地の地質・地質構造について
(2) その他
5. 配付資料
資料1-1 東海第二発電所 特定重大事故等対処施設(一の施設)設置位置付近の地質・地質構造について (非公開)
資料1-2 東海第二発電所 特定重大事故等対処施設(一の施設)設置位置付近の地質・地質構造について(補足説明資料) (非公開)
6. 議事概要
(1) 日本原子力発電(株)から、令和元年9月24日に申請のあった東海第二発電所の設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)のうち、敷地の地質・地質構造に関する説明があった。
(2) 石渡委員及び原子力規制庁は、特定重大事故等対処施設に係る敷地の地質・地質構造に関して、平成30年9月26日許可時の評価結果と同様に「将来活動する可能性のある断層等は認められない」とする根拠が十分ではないと判断し、説明性向上及び地質調査内容の充実の観点で、追加調査実施の必要性の検討を含め、追加資料の提示を求めた。併せて、平成30年許可時以降に実施した地質調査資料の提示も求めた。
(3) 日本原子力発電(株)から、追加調査を検討するとともに、説明性向上の観点から資料を追加した上で改めて次回審査会合にて説明する旨の回答があった。

以上